

大船渡市ビジネス拡大支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地場企業の振興を図るため、中小企業者等が行う新たな事業活動及び経営力向上の取組に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次に掲げるものであって、市内に事業所を有する法人並びに市内に住所又は事業所を有する個人をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合及び協同組合

ウ ア又はイに掲げる者を構成員とするもの

(2) 事業所 中小企業者等が雇用する労働者を有して事業活動を行う本店、支店、事務所、店舗、工場、営業所等をいう。

(3) 経営革新計画 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に規定する経営革新計画をいう。

(4) 経営力向上計画 中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する事業を実施する中小企業者等とする。

(1) 中小企業等経営強化法第14条第3項の規定により承認を受けた経営革新計画に従って、その計画期間中に実施される経営革新のための自社の新たな事業活動

(2) 中小企業等経営強化法第17条第6項の規定により認定を受けた経営力向上計画に従って、その計画期間中に実施される経営力向上のための自社の取組

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税を滞納していない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員その他補助金を交付することが社会通念上不適當であると市長が認める者

(3) 補助事業年度において、この要綱による補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大船渡市ビジネス拡大支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について、大船渡市ビジネス拡大支援事業補助金交付決定（変更）通知書（様式第10号）又は大船渡市ビジネス拡大支援事業補助金不交付決定通知書（様式第11号）により申請をした者に通知するものとする。

(補助事業に要する経費の配分及び内容の変更)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業費の20パーセント以内の経費の配分に係る増減
- (2) 補助金交付額の変更を伴わない対象事業費の変更
- (3) 補助金交付額の20%以内の減額変更で、事業計画の大幅な変更を伴わない変更

(申請の取下期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、申請者が補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書又は関係書類に記載された内容について、事実と異なるものが存在すると判明したとき。
- (3) 補助事業年度に、補助対象事業の休止若しくは廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。
- (4) その他不正な行為があると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、大船渡市ビジネス拡大支援事業補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長の命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 第9条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、補助金が既に支払われているときは、補助事業者は、14日以内にその返還をしなければならない。

(申請の取下期日)

第11条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(運営状況報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から3年間、大船渡市ビジネス拡大支援事業運営状況報告書(様式第13号)を市長に提出するものとする。

(改善指導)

第13条 市長は、前条の運営状況報告書に基づき、補助事業者の運営について改善の必要があると認める場合は、指導又は助言を行うことができる。

(書類の整備)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象経費に関する収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(提出書類)

第15条 規則の規定により提出する書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和7年3月24日産業政策室長決裁)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
1 開発・機械装置・システム構築・機械部品・工具器具費 本補助事業遂行のために必要となる、次のいずれかに該当する経費 (1) 機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）、消耗品の購入、製作、修繕、借用に要する経費 (2) ITを活用したシステム化（管理システム、販売システム、受発注システム等）もしくはIT機器・ソフトウェア等の購入、構築、改修、借用に要する経費 (3) (1)又は(2)と一体で行う、改良、据付け又は運搬に要する経費 2 ソフトウェア・クラウドサービス利用費 本補助事業遂行のために必要となるソフトウェアやクラウドサービスの利用に関する経費 3 知的財産権等関連経費 本補助事業遂行のために必要となる知的財産権等の導入に要する経費 4 事業所等の改修費・撤去費 本補助事業の遂行のために必要となる既存施設の撤去や改修に要する設計料、工事費、運搬費等の経費 5 外注費 本補助事業の遂行のために必要な加工や設計、デザイン、調査、分析、検査、研究、アプリ等のプログラム又はシステムの開発等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費 6 専門家経費 本補助事業の遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 7 原材料費 本補助事業の遂行のために必要となる試作品、サンプル品の製造及びその試作品等のテスト販売に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費	左欄の補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額（当該額が75万円を超える場合にあっては、75万円）

8 広告宣伝・販路開拓費 本補助事業で開発又は提供する製品・サービスに係る広告（パンフレット、チラシ、動画、写真等）の作成及び媒体掲載、展示会出展、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等に係る経費	
9 運搬費 本補助事業の遂行のために必要となる運搬料、宅配・郵送料等に要する経費	
10 通訳・翻訳料 本補助事業の遂行のために必要となる通訳又は翻訳のために支払われる経費	
11 資料購入費 本補助事業の遂行に必要なとなる図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費	
12 研修費 本補助事業の遂行のために必要となる教育訓練や講座受講等に係る経費	

備考

ただし、次に掲げるものを除く。

- 1 専ら本補助事業のために使用されると認められない経費
- 2 不動産・株式・車両等の購入費等
- 3 補助対象経費と他の経費との区分が明確にしがたい経費
- 4 事業者が行うべき手続きの代行費用
- 5 本補助事業に係る書類作成・提出に係る費用
- 6 間接直接を問わず（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）等が目的を指定して支出する他の制度（例：補助金、委託費、固定価格買取制度等）により既に受給の対象となっている経費
- 7 補助金交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- 8 本補助事業の遂行に必要と認められない経費や公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費、証拠書類が整わない経費
- 9 その他不適当であると市長が認める経費

別表第 2（第15条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条 の規定によ る書類	大船渡市ビジネス拡大支援補助 金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める 書類	第 1 号 第 2 号 第 3 号	各 1 部	別に定める。
規則第 10 条 の規定によ る書類	大船渡市ビジネス拡大支援補助 金変更（中止・廃止）交付申請 書 1 事業変更計画書 2 収支変更予算書 3 その他市長が必要と認める 書類	第 4 号 第 5 号 第 6 号	各 1 部	変更、中止又 は廃止の理由 が生じた日か ら15日以内
規則第 14 条 第 1 項の規 定による書 類	大船渡市ビジネス拡大支援補助 金交付請求書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他市長が必要と認める 書類	第 7 号 第 8 号 第 9 号	各 1 部	事業完了後30 日以内又は 3 月 31 日のいず れか早い日